

東京都こども救命センターのご案内

東京都こども救命センターとは

東京都において、他の医療機関では救命治療の継続が困難な小児重篤患者*の受入要請があった場合に、患者を必ず受け入れ、迅速かつ適切な救命治療を行う施設です。

※裏面「こども救命搬送システム対象症例（東京都こども救命センターが対象とする症例）」参照

東京都こども救命センター指定施設（都内4ブロックに各1施設）

- 東京大学医学部附属病院（文京区・区東ブロック）
- 国立成育医療研究センター（世田谷区・区西南ブロック）
- 日本大学医学部附属板橋病院（板橋区・区北ブロック）
- 都立小児総合医療センター（府中市・多摩ブロック）



ブロック名	東京都こども救命センター名	連絡先	
		電話番号	部署
区東ブロック	東京大学医学部附属病院	03-3815-5411 (PHS: 37439)	小児科
区西南ブロック	国立成育医療研究センター	03-5494-7073	救急診療科
区北ブロック	日本大学医学部附属板橋病院	03-3972-8111	救命救急センター
多摩ブロック	都立小児総合医療センター	042-300-5111 (※緊急の診療依頼と伝えて下さい。ER指導医につなぎます。)	ER指導医 (※総合診療科、救命救急科の連携のもと、24時間対応しています。)

こども救命搬送システム対象症例（東京都こども救命センターが対象とする症例）

概ね0歳から15歳まで（ただし、周産期搬送システムの対象患者は除く。）の以下の疾患等に該当する小児救急患者で、緊急に救命処置が必要なもの

1 小児重症救急症例で、急性期の救命処置と集中治療管理（循環作動薬投与、人工呼吸管理、体外循環のいずれか）が必要な症例

（例）

- 呼吸不全・ショック：呼吸循環管理を要する症例
- 中枢神経疾患：中枢神経管理を要する症例
- 重症外傷・中毒などの外因系救急疾患

2 その他の重症例で、搬送を受け入れた直近施設での診療の継続が困難な症例

（例）

- 近い将来に集中治療管理が必要になると予想される症例
- その他、東京都こども救命センターでの診療が適切と判断される症例

こども救命搬送システムの流れ

- 救命救急センター及び二次救急医療機関等の施設は、搬送された小児救急患者に対し、救急初期診療（蘇生的治療）を行う。
- 直近の救命救急センター等は、救急初期診療（蘇生的治療）後、「こども救命搬送システム対象症例」に該当する症例のうち、診療の継続が困難で、東京都こども救命センターへの搬送が必要な場合には、原則として、ブロック内の東京都こども救命センターへの受入要請を行う。
ただし、要請を受けた東京都こども救命センターが受入困難な場合には、国立成育医療研究センター又は都立小児総合医療センターへ受入要請を行う。
- 搬送は、東京都こども救命センター搬送チームまたは医師同乗の救急車による。
受入先決定後、必要により消防機関へ転院搬送を要請する。
- 患者発生現場から東京都こども救命センターへ直接搬送するのは、原則として、東京都こども救命センターが直近の救命センターの場合とする。
- 東京都こども救命センターは、患者の全身状態が安定した段階で、原則として、搬送元医療機関等と協議のうえ転院搬送を行う。

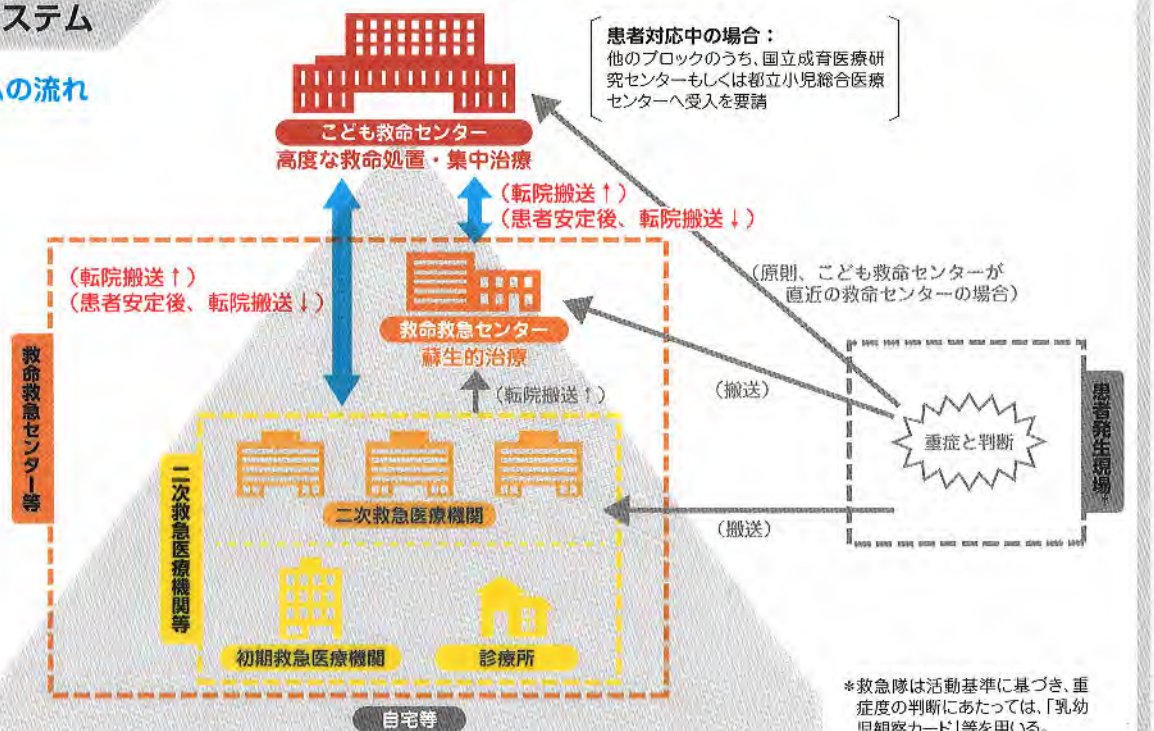
こども救命搬送システム

システムの流れ

三次
(重篤・重症対応)

二次
(中等症対応)

初期
(軽症対応)



*救急隊は活動基準に基づき、重症度の判断にあたっては、「乳幼児観察カード」等を用いる。

※東京都こども救命センターは「こども救命搬送システム対象症例」の患者を必ず受け入れるセンターです。
※搬送元医療機関（救命救急センター等）の医師の方は、「こども救命搬送システム対象症例」を参考に、患者が「こども救命搬送システムの対象患者」であるかどうかの判断をお願いします。